

令和5年度
町有財産売払い（一般競争入札）実施要領

与謝野町

目 次

はじめに.....	1
売払物件一覧表.....	1
町有財産売払い（一般競争入札）のながれ.....	1
1. 申込み.....	3
申込用紙の配布.....	3
申込資格.....	3
申込方法.....	4
申込資格の審査.....	6
2. 現地説明.....	6
参考資料の縦覧.....	6
3. 入札.....	7
新型コロナウイルス感染対策.....	7
受付.....	7
入札保証金の納付.....	8
入札に当たっての注意事項.....	9
入札の辞退.....	11
開札、落札者の決定.....	11
4. 契約の締結.....	12
契約上の特約.....	12
契約不適合の責任.....	13
5. 売買代金の支払い.....	13
契約金額が 300 万円未満の場合.....	13
契約金額が 300 万円以上の場合.....	13
6. 所有権の移転登記及び売払物件の引渡し.....	14
7. 土地購入費用及び公租公課等.....	14
8. その他注意事項.....	15
町有財産売買契約書（案の 1）.....	16
町有財産売買契約書（案の 2）.....	21
物件調書（物件番号 1）.....	26
物件調書（物件番号 2）.....	33
申込書.....	39
役員等一覧表.....	40
誓約書.....	41
入札参加資格承認通知書（参加証）.....	42

入札参加資格非承認通知書.....	43
委任状.....	44
入札保証金還付請求書.....	45
入札書.....	46
辞退届.....	48
記入例.....	49
1. 申込書・役員等一覧表・誓約書.....	49
2. 委任状.....	54
3. 入札書.....	55
お問い合わせ先・受付.....	57

はじめに

与謝野町では、次の町有財産を一般競争入札により売払いいたします。

一般競争入札による町有財産の売払いとは、複数の申込者が価格を競い合い、与謝野町があらかじめ決めた価格（以下「予定価格」という。）以上で最も高い価格を提示した方に購入していただく方法です。

この入札に参加するには、事前に申込みが必要です。この要領をよくお読みになったうえで、お申し込みください。

売払物件一覧表

物件番号	所在地	区分	数量（公簿面積）	予定価格
1	与謝野町字弓木小字 野田 1714 番 10	土地	165.34 m ²	2,430,000 円
2	与謝野町字弓木小字 野田 1714 番 11	土地	138.70 m ²	1,990,000 円

- (1) 土地の売買価格は、消費税及び地方消費税の課税対象外です。
- (2) 物件は、現状有姿のまま売却します。
- (3) 詳しくは物件調書（物件番号 1 P.26~32 物件番号 2 P33~38）をご覧ください。

町有財産売払い（一般競争入札）のながれ

1. 申込み（P.3~6）

(1) 郵送申込受付期間 **令和6年1月31日（水）**

令和5年12月18日（月）～~~令和6年1月25日（木）~~ 必着

(2) 持参申込受付期間 **令和6年1月31日（水）**

令和5年12月18日（月）～~~令和6年1月25日（木）~~ 午後5時まで

（ただし、土日祝日及び令和5年12月29日から令和6年1月3日を除く。）

「与謝野町役場総務課財産活用・契約室」まで簡易書留で郵送又は持参のうえお申込みください。

2. 現地説明 (P. 6~7)

- ・希望者があった場合のみ、令和6年1月10日(水)午後1時30分から物件所在地で行います。
- ・希望される場合は、令和6年1月9日(火)正午までに与謝野町役場総務課(0772-43-9010)までご連絡ください。

3. 入札 (P. 7~11)

日時 令和6年2月15日(木)午前10時00分

会場 与謝野町役場本庁舎3階 大会議室

(京都府与謝郡与謝野町字岩滝1798番地1)

※入札に際しては、**入札保証金**をご準備ください (P. 8~9)

4. 契約の締結 (P. 12~13)

- ・落札された方は、落札の決定後、7日以内に契約を締結してください。
- ・契約書は、契約金額が300万円未満の場合は、「町有財産売買契約書(案の1)」(P. 16~20)を、契約金額が300万円以上の場合は、「町有財産売買契約書(案の2)」(P. 21~25)を使用し2部作成します。
- ・売買契約書のうち、町保管用の1部に貼付する収入印紙は落札者の負担となります。

5. 売買代金の支払い (P. 13~14)

- ・契約金額が300万円未満の場合
町が発行する納入通知書により、契約締結の日の翌日から60日以内に、町の公金を取り扱う金融機関で納入してください。
- ・契約金額が300万円以上の場合
売買契約締結までに契約保証金として売買代金の100分の10(1円未満切上げ)に相当する額を、契約締結の日の翌日から60日以内に売買代金から契約保証金を差し引いた残金を、町が発行する納入通知書により、町の公金を取り扱う金融機関で納入してください。なお、この場合、入札保証金は契約保証金の一部に、契約保証金は売買代金の一部に充当します。

6. 所有権の移転登記及び売払物件の引渡し (P. 14)

- ・所有権は、売買代金の支払いが完了したときに移転します。
- ・売払物件の引渡しは、所有権が移転したときに、現状有姿で行ったこととします。
- ・登記手続きは、落札者の請求により町が行います。
- ・登記に必要な「登録免許税」その他すべての経費は、落札者の負担となります。

1. 申込み

申込用紙の配布

令和6年1月31日（水）

- 期間 ・ 令和5年12月18日（月）から~~令和6年1月25日（木）~~まで
（ただし、土日祝日及び令和5年12月29日から令和6年1月3日を除く。）
- 場所 ・ 与謝野町役場総務課
（京都府与謝郡与謝野町字岩滝 1798 番地 1 与謝野町役場本庁舎 1 階）
※与謝野町ホームページ上でダウンロードできます。

申込資格

- 入札には、個人、法人を問わず、次に掲げる【**申込みのできない者**】に該当する方を除き、どなたでも参加していただけます。
- 申込みをされた方が入札参加者（落札された場合はその物件の購入者）となります。
- 2名以上の共有名義で参加することもできます。
- 1名で複数の物件に申込みすることもできます。

【**申込みのできない者**】（次の（1）から（9）までのいずれかに該当する方は、申込できません。）

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- （2） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者

- ① 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

注 「これに類するもの」とは、公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものをいう。

- ② 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

- ③ 次のいずれかに該当する者

ア 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

注 役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。

イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者

ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

- (3) 前記(2)に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (4) 地方自治法第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する者
- (5) 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- (6) 本入札に係る公告及び本要領の内容を承諾せず、遵守できない者
- (7) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者
- (8) 住所地(居住地)又は所在地の市町村へ納付すべき税の滞納がある者
- (9) 前各号に掲げるもののほか町長が申込者として不適当と認めた者

申込方法

申込みの方法は、以下のとおりです。

申込書の記入は、P.49からP.53までを参照してください。

○必要書類

- ①令和5年度一般競争入札参加申込書(P.39の様式を使用すること。)
- ②役員等一覧表(P.40の様式を使用すること。) ※法人の場合のみ
- ③誓約書(P.41の様式を使用すること。)
- ④住民票の写し(本人分のみ、本籍・続柄・個人番号(マイナンバー)の記載のないもの)
※法人の場合は、登記事項証明書【現在事項全部証明書】
- ⑤印鑑登録証明書
※法人の場合は、印鑑証明書
- ⑥納税証明書(住所地(居住地)又は所在地の市町村税の滞納がない証明)
- ⑦返信用封筒(定型サイズの封筒(長形3号封筒)に申込者の住所、氏名及び郵便番号を記入し、434円分の切手を貼付したもの)
※一般競争入札参加資格承認通知書(参加証)又は一般競争入札参加資格非承認通知書(P.42又はP.43の様式)を返信するため使用します。
※④⑤⑥については、発行日から3カ月以内のものに限ります。
※共有名義で申込みの場合、④⑤⑥は、全員分の書類が必要です。

○申込期間

令和6年1月31日(水)

令和5年12月18日(月)～~~令和6年1月25日(木)~~

○申込方法

上記必要書類に、必要事項をもれなく記入し、申込期間内に下記のとおり提出してください。

①持参の場合

平日の午前8時30分～正午、午後1時～午後5時までに持参すること

※閉庁日(土日祝日及び令和5年12月29日から令和6年1月3日)及び上記時

間外における受付は、一切行いませんのでご注意ください。

②郵送の場合

必ず「簡易書留」で郵送するとともに、提出期間内に必着とすること。

○提出場所

〒629-2292 京都府与謝郡与謝野町字岩滝 1798 番地 1（与謝野町役場本庁舎 1 階）

与謝野町役場総務課 財産活用・契約室

電話 0772-43-9010 FAX 0772-46-2851

○その他

※次のいずれかに該当する申込みは受付できませんのでご注意ください。

- ①受付期間を過ぎてから本町に到達したもの
- ②申込書、役員等一覧表及び誓約書の記載に不備があるもの、又は記載が不明瞭なもの
- ③申込みに必要な添付書類が不足しているもの
- ④どの物件の入札に参加希望なのか不明瞭なもの

○申込書記入に際しての注意事項

申込書記入に際しては、P. 49 から P. 53 の記入例を参考にしてください。

(1) 令和5年度一般競争入札参加申込書

- ①申込みしようとする売払物件の「1. 売払物件」、「番号」欄に丸印を付してください。
- ②「2. 使用目的」欄に売払物件の使用目的を記入してください。
※使用目的のために資格等が必要な場合は、資格証等の写しを添付してください。
- ③住所氏名欄は必ず記入し印鑑証明印を押印してください。
※法人の場合は、住所欄に所在地を、氏名欄に法人名及び代表者名を記入し代表者印（印鑑証明印）を押印してください。
- ④日付欄には申込書を記載した日付を記載してください。
- ⑤共有名義で申し込まれる場合は、申込者欄に共有者を代表して手続き（入札保証金の納付、入札書の記入等）を行う方の住所、氏名を記入し押印（印鑑証明印）し、共有者欄に、申込者を除く他の共有者の住所、氏名を記入し押印（印鑑証明印）してください。

(2) 役員等一覧表（※法人の場合のみ）

- ①法人名、代表者、所在地欄にそれぞれ必要事項を記入してください。
- ②役員等一覧表様式下段の（注）を参照し、記入が必要な者すべての役職名、氏名、性別、生年月日を記入してください。

(3) 誓約書

- ①誓約書の内容をご確認いただき承諾のうえで住所氏名欄を記入し、印鑑証明印を押印してください。

※法人の場合は、住所欄に所在地を、氏名欄に法人名及び代表者名を記入し代表者印（印鑑証明印）を押印してください。

②日付欄には誓約書を記載した日付を記載してください。

③共有名義で申し込まれる場合は、申込者欄に共有者を代表して手続き（入札保証金の納付、入札書の記入等）を行う方の住所、氏名を記入し押印（印鑑証明印）し、共有者欄に、申込者を除く他の共有者の住所、氏名を記入し押印（印鑑証明印）してください。

申込資格の審査

申込書提出時に、提出書類の記載内容及び添付書類について審査します。書類の記載内容に重大な不備がある場合や添付書類が不足する場合は、期間内であれば再度、提出することができます。

※申込期間後における令和5年度一般競争入札参加申請書及びその他の必要書類の差し替えは一切認めませんのでご注意ください。

受理した提出書類を基に、参加資格を審査し、令和6年2月2日（金）付けで、入札参加資格がある方には、一般競争入札参加資格承認通知書（参加証）（P.42の様式）により通知します。入札当日は、送付された一般競争入札参加資格承認通知書（参加証）が参加証になりますので必ず持参のうえ、入札会場にお越しください。

なお、一般競争入札参加資格非承認通知書（P.43の様式）により、非承認の通知を受けた方については、令和6年2月7日（水）午後5時までに書面によりその理由について説明を求めることができます。

2. 現地説明

物件の引き渡しは現状のままで行いますので、事前に現地の確認をしてください。

なお、希望者があった場合のみ物件の現地説明会を以下のとおり行います。希望される場合は、令和6年1月9日（火）正午までに与謝野町役場総務課（0772-43-9010）までご連絡ください。

○説明場所 京都府与謝郡与謝野町字弓木 1714 番地 10 及び 1714 番地 11

○説明日時 令和6年1月10日（水）午後1時30分

※近くに駐車場がございませんので、お車で越す場合は、売払物件内に駐車してください。

参考資料の縦覧

○日時 令和5年12月18日（月）から令和6年1月25日（木）まで

縦覧時間：午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

※閉庁日（土日祝日及び令和5年12月29日から令和6年1月3日）及び上記時間外における受付は、一切行いませんのでご注意ください。

○場所 与謝野町役場総務課（与謝野町役場本庁舎1階）

※参考資料の複写はできません。

3. 入札

○入札日時及び会場

日時 令和6年2月15日（木）午前10時00分

場所 与謝野町役場本庁舎3階 大会議室

※入札保証金の納付に係る確認状況によっては、入札開始時刻が遅れることがあります。

新型コロナウイルス感染対策

5類への位置づけ変更に伴い、感染対策については、個人や事業者の判断に委ねることが基本となりますが、着用が効果的な場面でのマスク着用や、手洗い等の手指衛生など、有効とされる基本的な感染対策に引き続きご協力をよろしくお願いします。

受付

- ・入札当日の受付は、与謝野町役場本庁舎1階 総務課にて午前9時から行います。
- ・入札開始時刻までに受付と入札保証金の納付をお済ませください。
- ・入札開始時刻に遅れますと、入札に参加できませんので、お早め（30分前）にご来場ください。（ただし、入札開始時刻までに受付した方については、入札に参加することができます。この場合、入札保証金の納付に係る確認状況によっては、入札開始時刻が遅れることがあります。）
- ・入室できる方は、2名までとさせていただきますのでご了承ください。

○当日に持参いただくもの

（1）一般競争入札参加資格承認通知書（参加証）（P. 42の様式）

令和6年2月2日（金）付けで、入札参加資格がある方に発送します。

（2）入札保証金

入札保証金は、受付時に現金で納付してください。詳細はP. 8～9 **入札保証**

金の納付を参照してください

（3）委任状（代理人の方が参加される場合のみ）（P. 44の様式）

P. 44の様式を使用して作成し、持参してください。（代理人の印鑑登録証明書の添付は不要です。）記入に際しては、P. 54の記入例を参照してください。

（4）印鑑

○申込者本人が来場する場合

個人、法人ともに、令和5年度一般競争入札参加申込書に押印したものと

同じ印鑑を持参してください。(個人名義の場合は印鑑登録されているもの、法人の場合は代表者印(印鑑登録されているものに限る。))

○代理人が来場する場合

委任状に押印した代理人使用印と同じものを持参してください。

(5) 筆記用具(黒の万年筆又はボールペン(消せるボールペンは不可とします。))

(6) 本書(「令和5年度町有財産売払い(一般競争入札)実施要領」)

※提出書類の返還には応じられませんので、予めご了承ください。

入札保証金の納付

- 1 入札に参加される方には、入札当日の受付時に、入札保証金を納付していただきます。
- 2 入札保証金は、売払物件ごとに入札者が見積もる価格の100分の5以上(1円未満切上げ)の額を納付してください。
- 3 予定価格(売払物件(P.1)及び物件調書に記載)を下回る額の入札は無効になりますので、それを見越したうえで、[例]のように、必要な金額を納付するようにしてください。

[例]

(予定価格)

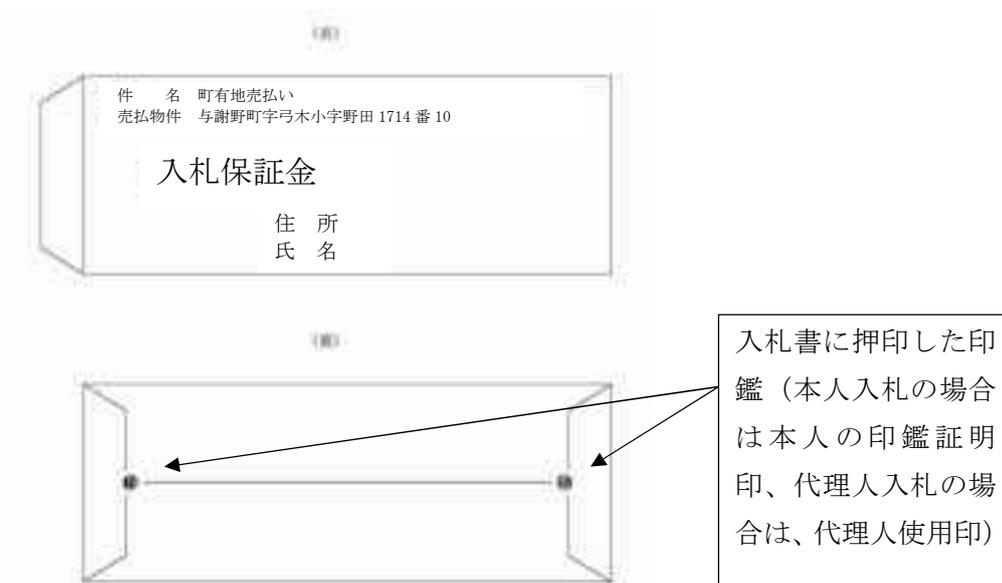
990,000円

(入札しようとする金額)

(入札保証金)

1,000,000円 × 5/100 = 50,000円以上

- 4 入札保証金は、当日の受付時にお渡しする入札保証金用封筒に入札に参加する者の住所氏名を記入し、上記3の記載に基づき現金を入れ、封をし、入札書に押印する印鑑(本人入札の場合は印鑑登録されている本人の印鑑、代理人入札の場合は、代理人使用印)で2箇所を封印したうえで、受付で納付してください。



- 5 入札保証金は、落札者以外の方には、落札者が決定した後速やかに、入札会場でお返しいたします。落札者が納付した入札保証金は、一旦町会計に納入し、契約金額が 300 万円未満である場合は、契約の確定した後に、入札保証金還付請求書 (P. 45 の様式) の提出と引き換えに還付し、契約金額が 300 万円以上である場合は、契約保証金に充当するものとします。なお、落札者に入札保証金を還付する場合は、指定された金融機関の口座への振込となりますので、2 週間程度期間を要します。

※入札保証金は、その受入期間について利息をつけませんので、ご了承ください。

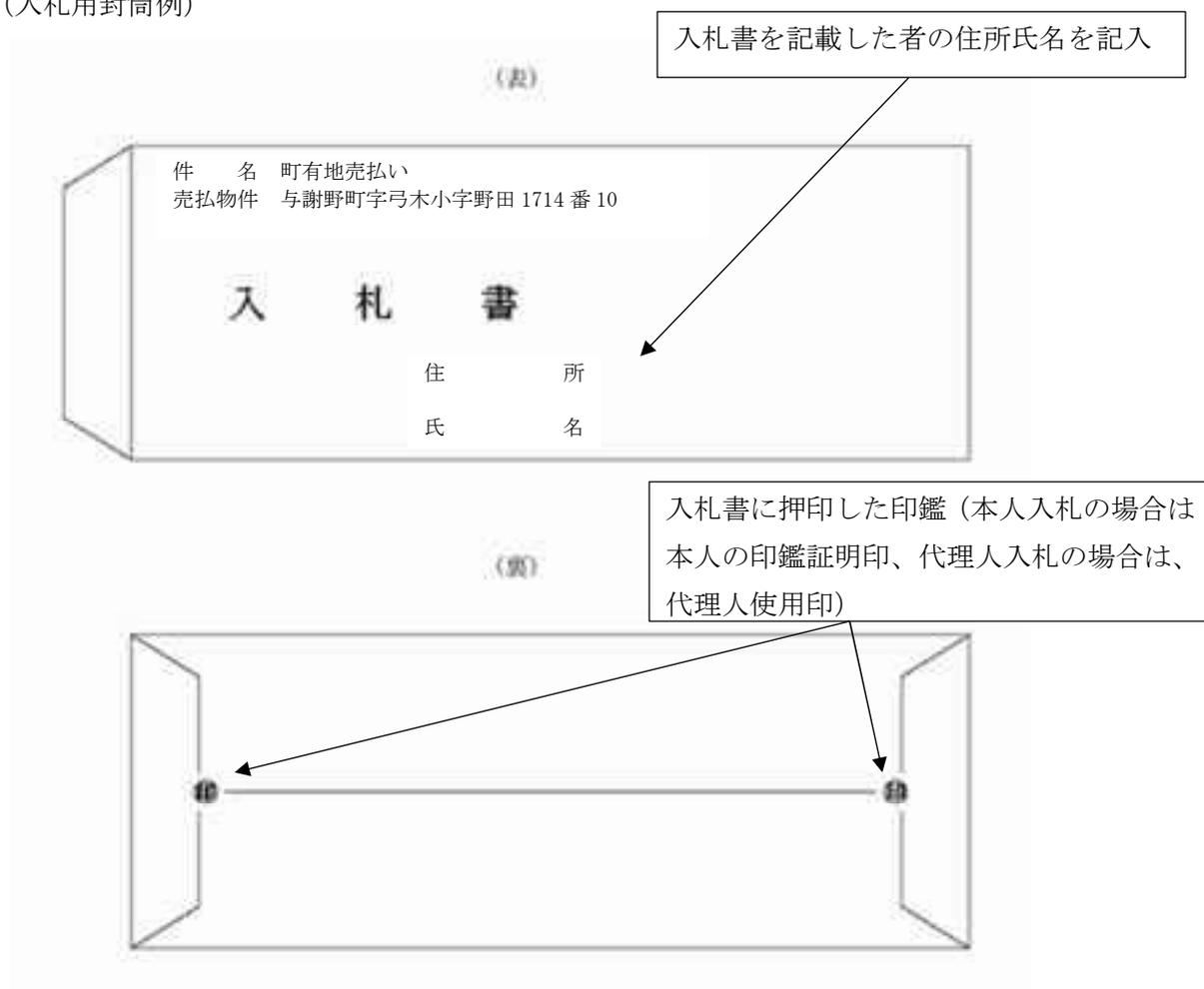
- 6 落札者が落札物件の売買契約を締結しない場合 (落札後、本要領 **申込資格** (P. 3 ~4) に記載の **【申込みのできない者】** に該当するものであることが判明し、その入札が無効となったときを含む。)、入札保証金は違約金とさせていただきます、還付いたしません。

入札に当たっての注意事項

- 1 入札書 (P. 46~47 の様式) は、売払物件ごとに入札当日にお渡しいたします。
- 2 入札書には、入札者の住所・氏名 (代理人の方が入札される場合は、入札者及び代理人の住所・氏名) を記入のうえ、本人が入札する場合は本人の印鑑 (個人、法人ともに印鑑登録されているものに限ります。) を押印してください。
代理人が入札する場合は代理人の印鑑 (委任状に押印した「代理人使用印」に限る。) を押印してください。
- 3 入札書への金額記入には、アラビア数字 (0、1、2、3・・・) の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
- 4 その他、記入については、本人入札の場合は P. 55 の記入例を、代理人入札の場合は P. 56 の記入例を参照してください。

- 5 入札書は、上記2、3、4に記載の事項を記入押印したうえで、当日お渡しする入札用封筒に入れ、入札用封筒に入札書を記載した者の住所氏名を記入し封をし、入札書に押印した印鑑（本人入札の場合は印鑑登録されている本人の印鑑、代理人入札の場合は、代理人使用印）で2箇所を封印したうえで、会場で担当職員がお呼びする順（受付順）に入札箱に投函してください。

(入札用封筒例)



- 6 入札済みの入札書は、いかなる理由があっても、書き換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 7 次のいずれかに該当する入札は無効とします。
- (1) 入札に参加する資格がない者がした入札又はその権限を証する書面を提出せず、本町の確認を得ないで代理人がした入札
 - (2) 指定の時刻までに提出しなかった入札
 - (3) 所定の入札書によらない入札
 - (4) 入札保証金を納付していない者の入札

- (5) 入札金額が入札保証金の20倍を超える入札
- (6) 予定価格を下回る額の入札
- (7) 入札者又はその代理人の記名押印がない入札
- (8) 委任状に押印した代理人使用印と異なる印鑑を押印した代理人の入札
- (9) 入札金額、入札者又はその代理人の氏名その他主要部分が識別しがたい入札
- (10) 入札金額を訂正した入札
- (11) 入札者又はその代理人が同一物件について1人で2枚以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした場合のその全部の入札
- (12) 入札に関し、不正の利益を得るために連合その他の不正な行為をした者の入札
- (13) 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札
- (14) 入札関係書類に虚偽の記載をした者の入札
- (15) 本入札に係る公告及び本要領（令和5年度町有財産売払い（一般競争入札）実施要領）に違反した入札

入札の辞退

辞退届（P. 48の様式）に必要事項をご記入いただき押印のうえ、提出してください。

開札、落札者の決定

- 1 開札は、入札後直ちに、入札者の立会いの下で行います。
- 2 落札者は、次の方法により決定します。
 - (1) 有効な入札を行った方のうち、入札書に記入された金額が、**町が定める予定価格以上で、かつ、最高の価格**をもって入札した方を落札者とします。
 - (2) (1)に該当する方が2人以上あるときは、直ちにくじ引きによって落札者を決定します。この場合、入札者はくじ引きを辞退することはできません。
 - (3) 有効な入札を行った方が1名しかいない場合で、その方が入札書に記入した金額が、町が定める予定価格以上である場合は、その方を落札者とします。
- 3 落札者の決定後、落札者の氏名（法人の場合はその名称）及び落札金額を、入札者にお知らせします。

また、落札者の決定後、入札結果について、入札物件ごとの落札金額、落札者の法人・個人の区分別を与謝野町ホームページ等において公表します。

さらに、落札者の決定後、入札結果について、第三者からの問い合わせがあった場合、落札者が個人の場合は氏名、住所及び落札金額を公表し、落札者が法人の場合は、名称、代表者氏名、所在地及び落札金額を公表します。

4. 契約の締結

- 1 売買契約は、必ず「落札者」名義で締結してください。
共有名義で参加した場合は、必ず「共有者全員」の名義で締結してください。
- 2 落札者は、落札の決定後、7日以内に契約を締結してください。
- 3 落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失います。また、入札保証金は違約金とさせていただきます、お返しいたしません。
- 4 売買契約書は、契約金額が300万円未満の場合は、「町有財産売買契約書（案の1）」（P. 16～20の様式）を、契約金額が300万円以上の場合は、「町有財産売買契約書（案の2）」（P. 21～25の様式）を使用します。
- 5 売買契約書には、印鑑証明印を押印してください。
- 6 売買契約書のうち町保管用の1部に添付する収入印紙は、落札者の負担となります。
- 7 落札者が、落札した物件を公序良俗に反する用途に供するおそれがあるときには、契約を締結しない場合があります。

契約上の特約

売買契約締結に際して、次の内容の条件を付します。

- 1 売買物件の引き渡しの日から起算して10年間、売買物件を次に掲げる用途に使用し、又は使用するものに貸してはならない。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び第5項に規定する性風俗関連特殊営業並びにこれらに類する営業の用途
 - (2) 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されているものの利する用途
 - (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条に規定する廃棄物を処理するための用途
 - (4) 著しく近隣環境を損なうことが予想される用途
 - (5) 公序良俗又は公共の福祉に反する用途
- 2 売買物件を引き渡しの日から起算して10年間、売買物件の全部又は一部に関して、前項の用途の制限を承継させる場合であって、与謝野町に対し書面により承諾を得た場合を除き、第三者に所有権を移転し、又は賃借権、使用借権その他使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはならない。
- 3 与謝野町は、落札者の第1項に定める義務の履行状況を把握するため、必要と認めるときは実地調査を行うことができる。
- 4 落札者は、与謝野町から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を

証する登記事項証明書その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。

- 5 落札者は、正当な理由なく第3項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は前項に定める報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。
- 6 落札者は、第1項に定める義務に違反したときは、違約金として売買代金の100分の10（1円未満切上げ）に相当する金額を与謝野町の指定する期日までに与謝野町に支払わなければならない。

契約不適合の責任

- 1 落札者が、消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者の場合

引き渡された売買物件が物件調書の記載に適合しないものであるときは、町は、落札者に対し、引渡しの日から2年間に限り民法（明治20年法律第89号）第562条から第564条までの規定に基づく契約不適合の責任を負う。

- 2 落札者が、消費者契約法第2条第1項に規定する消費者以外の場合

落札者は、この契約締結後、売買物件が物件調書の記載に適合しないことを発見しても、履行の追完、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

※消費者契約法（抜粋）

第2条 この法律において「消費者」とは、個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。

※物件調書に記載された事項をよくお読みください。

5. 売買代金の支払い

契約金額が300万円未満の場合

- (1) 売買代金は、町が発行する納入通知書により、契約締結の日の翌日から60日以内に、町の公金を取り扱う金融機関で納入してください。
 - ・契約書は、町有財産売買契約書（案の1）を使用します。
- (2) 期限までに売買代金を支払わない場合は、契約を解除することがあります。この場合、違約金として売買代金の100分の10（1円未満切上げ）に相当する額をお支払いいただきます。
- (3) 落札者の都合による契約解除の場合も、違約金として売買代金の100分の10（1円未満切上げ）に相当する額をお支払いいただきます。

契約金額が300万円以上の場合

- (1) 売買契約締結までに契約保証金として売買代金の100分の10（1円未満切上げ）に相当する額を、町が発行する納入通知書により、町の公金を取り扱う金融機関で納

入してください。なお、入札保証金を契約保証金に充当しますので、差額をお支払いください。

(2) 契約締結の日の翌日から 60 日以内に売買代金と契約保証金の差額を、町が発行する納入通知書により、町の公金を取り扱う金融機関で納入してください。なお、売買代金の納入が完了したときに、契約保証金を、売買代金に充当します。

・契約書は、町有財産売買契約書（案の 2）を使用します。

(2) 期限までに売買代金の残額を支払わない場合は、契約を解除することがあります。この場合、契約保証金は違約金として町に帰属し、還付しません。

(3) 落札者の都合による契約解除の場合も、契約保証金は違約金として町に帰属し、還付しません。

※購入資金の手当て等については、お早めに金融機関等とご相談ください。

6. 所有権の移転登記及び売払物件の引渡し

○所有権の移転登記

- 1 売買物件の所有権は、売買代金の支払いが完了したときに移転します。
- 2 所有権移転登記の手続きは、落札者の請求により町が行います。
- 3 所有権の移転登記は「落札者」名義で行います。共有者全員の名義で売買契約を締結した物件については、共有名義で所有権の移転登記を行います。
- 4 登記に必要な「登録免許税」その他すべての経費は、落札者の負担となります。
- 5 落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

○売払物件の引渡し

売払物件の引渡しは、所有権が移転したときに、現状有姿で行ったこととします。

7. 土地購入費用及び公租公課等

次の費用等は、落札者の負担となります。

- ①土地購入代金
- ②土地売買契約書に貼付する収入印紙（税）代金
※収入印紙（税）代金は、契約金額により決まります。
- ③土地所有権移転登記に必要な登録免許税
※登録免許税は、固定資産評価額により決まります。
- ④所有権移転後、賦課される公課公租

8. その他注意事項

- 1 売払物件に建物を建築するに際しては、建築基準法及び京都府、町の条例等により、指導等がなされる場合や開発負担金が必要となる場合がありますので、関係機関にご確認ください。
- 2 危険負担
 - (1) 落札者が、消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項に規定する消費者の場合
この契約の締結の日から売買物件の引渡しの日までにおいて、当事者双方の責めに帰すことのできない事由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、落札者はその損害の程度に応じて、売買代金の支払いを拒むことができます。
 - (2) 落札者が、消費者契約法第 2 条第 1 項に規定する消費者以外の場合
この契約の締結の日から売買物件の引渡しの日までにおいて、与謝野町の責めに帰すことのできない事由により、売買物件に滅失、き損等の損害が生じたときはその損害は、落札者が負担するものとします。この場合においても、落札者は、このことを理由として契約を解除することができません。
※消費者契約法（抜粋）
第 2 条 この法律において「消費者」とは、個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。
- 3 売払物件の活用には、法令等の規制を必ず遵守しなければなりません。
- 4 売払物件の引渡しは現状有姿で行いますので、必ず、売払申込者ご自身で、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。
- 5 土壌汚染、埋蔵文化財又は地中障害物や埋設物に関する調査は行っていません。
- 6 物件敷地内外及び地上又は地中の別に関わりなく、工作物、電柱等及び敷地設備等の補修、移設、撤去、除草、樹木の伐採等の費用負担、隣接者又は関係機関等との協議又は協議結果について、与謝野町は一切関与しません。
- 7 入札希望者は、本要領、物件調書、町有財産売買契約書、現地、売払物件の法令上の規制等全て承知のうえ入札するものとします。
- 8 入札保証金及び契約保証金の納入並びに売買契約において使用する通貨は、日本国通貨に限ります。
- 9 入札参加者が不正又は不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することがあります。
- 10 災害その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は中止することがあります。

町有財産売買契約書（案の1）

与謝野町（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次の条項により町有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、次に掲げる物件（以下「売買物件」という。）を、現状有姿のまま乙に売り渡し、乙はこれを買受けるものとする。

所在地	区分	数量（公簿面積）

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 円とする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除する。

（売買代金の納付）

第5条 乙は、第3条に定める売買代金を、甲が発行する納入通知書により、令和 年 月 日までに甲に支払わなければならない。

2 甲は、乙が、売買代金を前項に定める日までに完納しないときは、納入期日到来の日の翌日から納入する日までの日数に応じ、その未納入額につき年2.5パーセントで計算した金額を延滞金として徴収することができる。

（所有権の移転及び売買物件の引渡し）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金の支払を完了したときに移転するものとし、何らの手続を要しないで引渡しを終わったものとする。

2 売買物件は、現状有姿のまま引き渡すものとする。

（所有権の移転登記）

第7条 所有権の移転登記は、前条の規定により売買物件の所有権が移転した後に、乙の請求により甲が囑託する。

2 前項の登記に要する費用は、乙の負担とする。

※ 乙が、消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項に規定する消費者の場合
（危険負担）

第 8 条 この契約の締結の日から売買物件の引渡しの日までにおいて、当事者双方の責めに帰すことのできない事由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、乙はその損害の程度に応じて、売買代金の支払いを拒むことができる。

（契約不適合責任）

第 9 条 引き渡された売買物件について、種類、性質又は数量に関して、契約内容の不適合があるときは、甲は、乙に対し、引渡しの日から 2 年間に限り民法（明治 20 年法律第 89 号）第 562 条から第 564 条までの規定の基づく契約不適合の責任を負う。

※ 乙が、消費者契約法第 2 条第 1 項に規定する消費者以外の場合
（危険負担等）

第 8 条 この契約の締結の日から売買物件の引渡しの日までにおいて、甲の責めに帰することのできない事由により、売買物件に滅失、き損等の損害が生じたときはその損害は、乙が負担するものとする。

2 前項の場合においても、乙は、前項の理由をもって契約の解除をすることができない。

（契約不適合責任）

第 9 条 乙は、この契約締結後、売買物件について、種類、性質又は数量に関して、契約内容の不適合がある場合であっても、履行の追完、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

（用途制限等）

第 10 条 乙は、第 6 条第 1 項に定める引き渡しの日から起算して 10 年間、売買物件を次の各号に挙げる用途に使用し、又は使用するものに貸してはならない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業及び第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業並びにこれらに類する営業の用途

(2) 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されているものの利する用途

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条に規定する廃棄物を処理するための用途

(4) 著しく近隣環境を損なうことが予想される用途

(5) 公序良俗又は公共の福祉に反する用途

(権利の設定の制限等)

第11条 乙は、第6条第1項に定める引き渡しの日から起算して10年間、売買物件の全部又は一部に関して、第三者に所有権を移転し、又は賃借権、使用借権その他使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはならない。ただし、第10条の用途の制限を承継させる場合であつて、甲に対し書面により承諾を得た場合は、その限りではない。

(実地調査等)

第12条 甲は、乙の第10条に定める義務の履行状況を把握するため、甲が必要と認めるときは実地調査を行うことができる。

- 2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、正当な理由なく第1項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は前項に定める報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第13条 乙は、第10条に定める義務に違反したときは、違約金として売買代金の100分の10に相当する金額を甲の指定する期日までに甲に支払わなければならない。

- 2 前項の違約金は第18条に定める損害賠償額の予定又はその一部としない。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当な期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

- 2 甲は、乙が次の各号の一に該当していると認められるときは、催告なしにこの契約を解除することができる。
 - (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。)が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 3 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

4 乙は、甲が第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(返還金等)

第15条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙の支払った売買代金を返還する。なお、返還する売買代金には利息を付さない。

2 甲は、売買契約に要した費用、売買物件に関し支出した必要費、有益費その他乙が負担した一切の費用は返還しない。

(原状回復等)

第16条 乙は、甲が第14条に定める解除権を行使したときは、売買物件を原状に回復し、甲の立会及び確認を得て甲の指定する期日までに返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないとき認めるときは、この限りではない。

2 乙は、前項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲が指定する期日までに、売買物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

3 甲は、第1項の規定により売買物件を返還させる場合において、乙が売買物件を原状に回復して返還しないときは、乙に変わって原状に回復することができるものとし、乙はその費用を負担しなければならない。

(返還金の相殺)

第17条 甲が、第14条に定める解除権の行使により売買代金を返還するときにおいて、乙が甲に対して金銭債務を負うときは、返還金の全部又は一部と相殺することができるものとする。

(損害賠償)

第18条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の費用)

第19条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(法令等の規制の遵守)

第20条 乙は、売買物件の法令等の規制を熟知の上、この契約を締結したものであることを確認し、売買物件を利用するに当たっては、当該法令等を遵守するものとする。

(管轄裁判所)

第21条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

(疑義の決定等)

第 22 条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲

乙

町有財産売買契約書（案の2）

与謝野町（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次の条項により町有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、次に掲げる物件（以下「売買物件」という。）を、現状有姿のまま乙に売り渡し、乙はこれを買受けるものとする。

所在地	区分	数量（公簿面積）

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 円とする。

（契約保証金）

第4条 甲及び乙は、この契約を締結するに当たり、乙が甲に、契約保証金として、金 円を支払ったことを確認する。

2 前項の契約保証金は、第18条に定める損害賠償額の予定又はその一部としない。

3 第1項の契約保証金には、利息を付さない。

（売買代金の納付）

第5条 乙は、第3条に定める売買代金を、甲が発行する納入通知書により、令和 年 月 日までに甲に支払わなければならない。

2 甲は、乙が、売買代金を前項に定める日までに完納しないときは、納入期日到来の日の翌日から納入する日までの日数に応じ、その未納入額につき年2.5パーセントで計算した金額を延滞金として徴収することができる。

（所有権の移転及び売買物件の引渡し）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金の支払を完了したときに移転するものとし、何らの手続を要しないで引渡しを終わったものとする。

2 売買物件は、現状有姿のまま引き渡すものとする。

(所有権の移転登記)

第7条 所有権の移転登記は、前条の規定により売買物件の所有権が移転した後に、乙の請求により甲が囑託する。

2 前項の登記に要する費用は、乙の負担とする。

※ 乙が、消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者の場合
(危険負担)

第8条 この契約の締結の日から売買物件の引渡しの日までにおいて、当事者双方の責めに帰すことのできない事由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、乙はその損害の程度に応じて、売買代金の支払いを拒むことができる。

(契約不適合責任)

第9条 引き渡された売買物件について、種類、性質又は数量に関して、契約内容の不適合があるときは、甲は、乙に対し、引渡しの日から2年間に限り民法（明治20年法律第89号）第562条から第564条までの規定の基づく契約不適合の責任を負う。

※ 乙が、消費者契約法第2条第1項に規定する消費者以外の場合
(危険負担等)

第8条 この契約の締結の日から売買物件の引渡しの日までにおいて、甲の責めに帰することのできない事由により、売買物件に滅失、き損等の損害が生じたときはその損害は、乙が負担するものとする。

2 前項の場合においても、乙は、前項の理由をもって契約の解除をすることができない。

(契約不適合責任)

第9条 乙は、この契約締結後、売買物件について、種類、性質又は数量に関して、契約内容の不適合がある場合であっても、履行の追完、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(用途制限等)

第10条 乙は、第6条第1項に定める引き渡しの日から起算して10年間、売買物件を次の各号に挙げる用途に使用し、又は使用するものに貸してはならない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び第5項に規定する性風俗関連特殊営業並びにこれらに類する営業の用途
- (2) 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されているものの利する用途
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条に規定する廃棄物

を処理するための用途

(4) 著しく近隣環境を損なうことが予想される用途

(5) 公序良俗又は公共の福祉に反する用途

(権利の設定の制限等)

第11条 乙は、第6条第1項に定める引き渡しの日から起算して10年間、売買物件の全部又は一部に関して、第三者に所有権を移転し、又は賃借権、使用借権その他使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはならない。ただし、第10条の用途の制限を承継させる場合であつて、甲に対し書面により承諾を得た場合は、その限りではない。

(実地調査等)

第12条 甲は、乙の第10条に定める義務の履行状況を把握するため、甲が必要と認めるときは実地調査を行うことができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく第1項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は前項に定める報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第13条 乙は、第10条に定める義務に違反したときは、違約金として売買代金の100分の10に相当する金額を甲の指定する期日までに甲に支払わなければならない。

2 前項の違約金は第18条に定める損害賠償額の予定又はその一部としない。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当な期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当していると認められるときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

4 乙は、甲が第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(返還金等)

第15条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙の支払った売買代金を返還する。なお、返還する売買代金には利息を付さない。

2 甲は、売買契約に要した費用、売買物件に関し支出した必要費、有益費その他乙が負担した一切の費用は返還しない。

(原状回復等)

第16条 乙は、甲が第14条に定める解除権を行使したときは、売買物件を原状に回復し、甲の立会及び確認を得て甲の指定する期日までに返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないとき認めるときは、この限りではない。

2 乙は、前項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲が指定する期日までに、売買物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

3 甲は、第1項の規定により売買物件を返還させる場合において、乙が売買物件を原状に回復して返還しないときは、乙に変わって原状に回復することができるものとし、乙はその費用を負担しなければならない。

(返還金の相殺)

第17条 甲が、第14条に定める解除権の行使により売買代金を返還するときにおいて、乙が甲に対して金銭債務を負うときは、返還金の全部又は一部と相殺することができるものとする。

(損害賠償)

第18条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の費用)

第19条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(法令等の規制の遵守)

第20条 乙は、売買物件の法令等の規制を熟知の上、この契約を締結したものであることを確認し、売買物件を利用するに当たっては、当該法令等を遵守するものとする。

(管轄裁判所)

第21条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を

管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

(疑義の決定等)

第 22 条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲

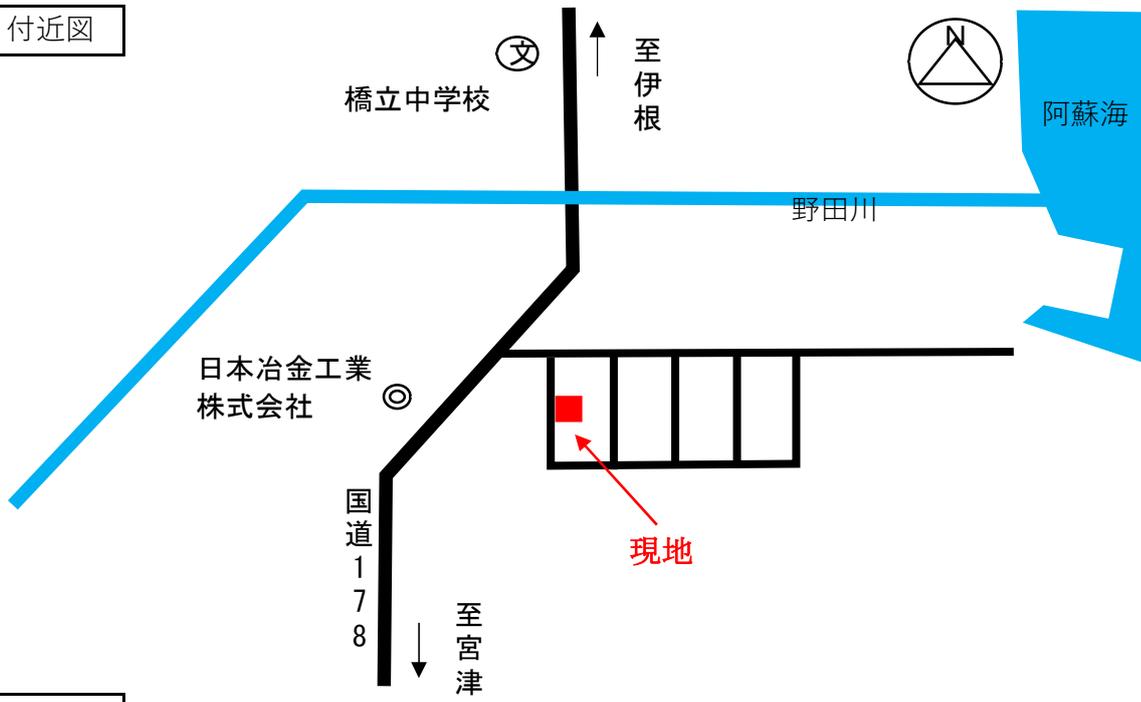
乙

物 件 調 書

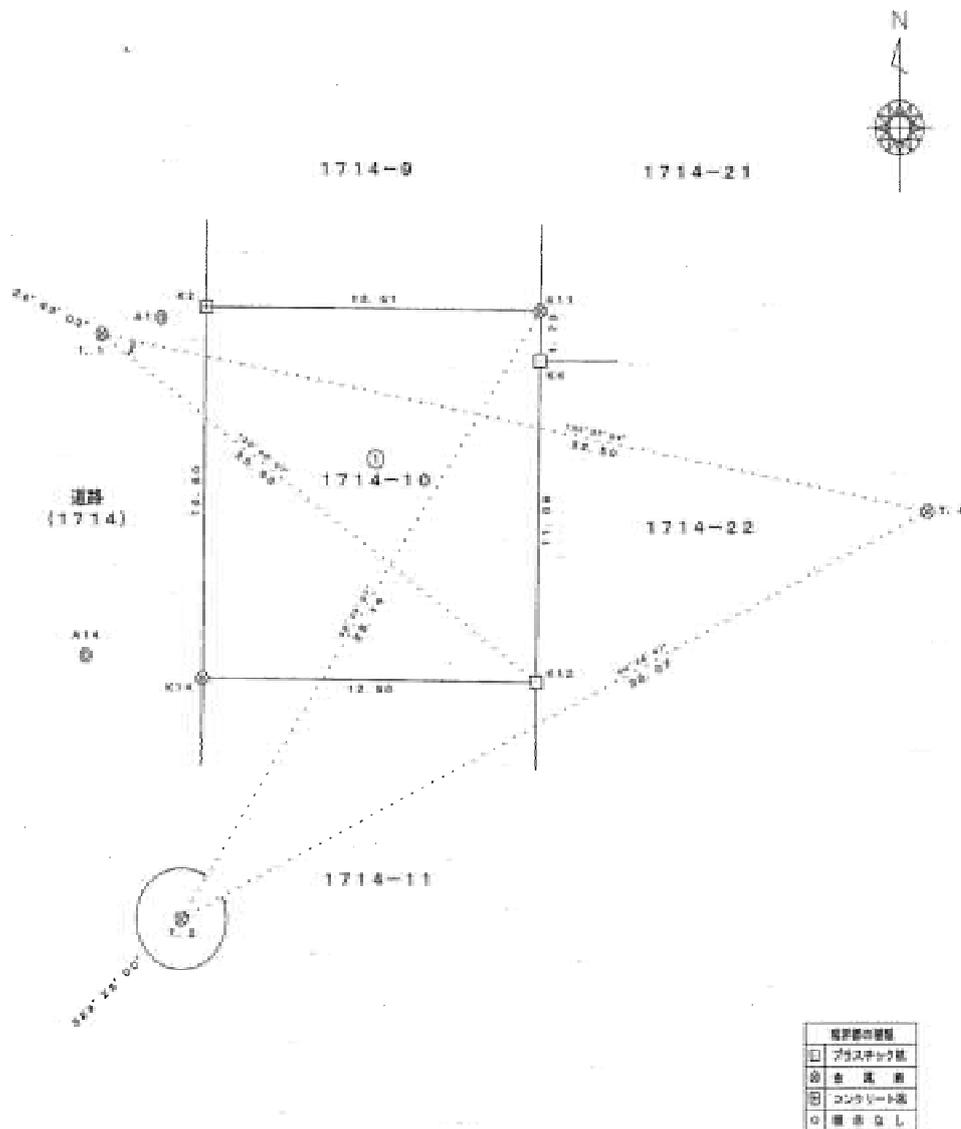
物 件 番 号	1	予 定 価 格	2,430,000円	
所 在	与謝野町字弓木小字野田1714番10			
面 積 (合 計)	登 記 簿	165.34㎡	地 目	
	実 測	165.34㎡		
登 記 簿	宅地	現 状	位置図のとおり	
現 況	雑種地			
接 面 道 路 の 幅 員 及 び 構 造	西側は町道野田団地2号線（幅員約4.5m）と概ね等高で接する中間画地			
基 法 づ 令 く 等 制 限	都 市 計 画 法	都 市 計 画 区 域	宮 津 都 市 計 画 区 域	
	建 築 基 準 法	用 途 地 域	用 途 地 域 無 指 定	
		建 ぺ い 率	70%	
		容 積 率	200%	
そ の 他 の 法 律	防 火 地 域 等	建 築 基 準 法 第 22 条 指 定 区 域		
所 有 権 を 制 限 する 権 利 設 定	なし			
供 給 処 理 施 設 の 状 況	施 設 名	事 業 所 名	電 話 番 号	
	電 気	引 込 可	関 西 電 力 送 配 電 株 式 会 社	0800-777-3081
	上 水 道	引 込 可	与 謝 野 町 役 場 上 下 水 道 課	0772-43-9031
	下 水 道	引 込 可	与 謝 野 町 役 場 上 下 水 道 課	0772-43-9031
	都 市 ガ ス	無	個 別 プ ロ パ ン ガ ス	
交 通 近 接 状 況	鉄 道	京 都 丹 後 鉄 道 岩 滝 口 駅 物 件 の 南 方 約 1.4km ・ 徒 歩 約 20分		
	バ ス	丹 海 バ ス 伊 根 線 ・ 蒲 入 線 冶 金 前 物 件 の 南 西 方 約 0.2km ・ 徒 歩 約 3分		
公 共 施 設	町 役 場	与 謝 野 町 役 場 本 庁 舎 物 件 の 北 方 約 0.9km ・ 徒 歩 約 12分		
	小 学 校	与 謝 野 町 立 岩 滝 小 学 校 物 件 の 北 西 方 約 1.6km ・ 徒 歩 約 24分		
	中 学 校	与 謝 野 町 立 橋 立 中 学 校 物 件 の 北 方 約 0.5km ・ 徒 歩 約 7分		
特 記 事 項	・ 本物件には、法務局備え付けの地積測量図があり、土地の範囲は確定しています。			
	・ 上水道の水道管は、西側の町道に埋設されていますが、土地内には引き込まれていないため、引き込みには、与謝野町役場上下水道課（0772-43-9031）と協議が必要です。			
	・ 下水道は供用可能区域ですが、土地内には引き込まれていないため、引き込みには与謝野町役場上下水道課（0772-43-9031）と協議が必要です。			
	・ 土壌汚染、埋蔵文化財又は地中障害物や埋設物に関する調査は行っていません。			
	・ 北側境界付近にU字溝、東側境界付近に植樹が存しています。			
	・ 北東側境界付近のU字溝についてはU字溝内が境界となりますので、改良又は撤去する場合は隣接者と協議のうえ、実施をお願いします。			
	・ 東側境界付近の植樹は、隣接地内にかかっている可能性がありますので、伐採する場合は隣接者と協議のうえ、実施をお願いします。			
	・ 引渡しは現状有姿で行います。			
	・ 建物を建築するに際しては、建築基準法及び京都府、町の条例等により、指導等がなされる場合や開発負担金が必要となる場合がありますので、関係機関にご確認ください。			
	・ 物件敷地内外及び地上又は地中の別に関わりなく、工作物、電柱等及び敷地設備等の補修、移設、撤去、除草、樹木の伐採等の費用負担、隣接者又は関係機関等との協議又は協議結果について、与謝野町は一切関与しません。			

※物件調書は、売払申込者が物件の概要を把握するための資料です。必ず、売払申込者ご自身で、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

付近図



明細図



写真

注意：枠線はあくまでも目安であり、実際の境界を示すものではありません。

境界標については、現地にあるままの状態での引き渡しになります。

(境界標は復元しません。)

全景 (西側から北東向きに撮影)



北側境界付近



北側境界付近



西側境界付近



西側境界付近



南側境界付近



南側境界付近



東側境界付近



東側境界付近



東側境界付近・植樹



町有地と隣接地の境界付近の植樹
(伐採等される場合は隣接者と協議の上、買受人の負担と責任でお願いいたします)

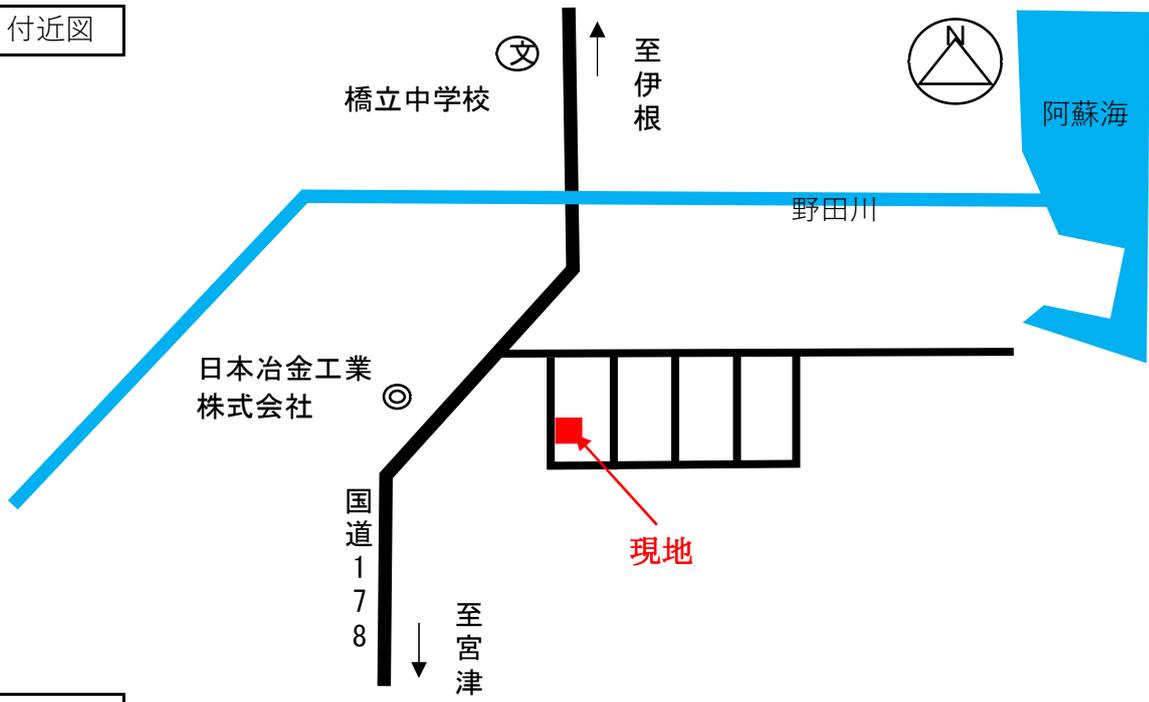
町有地上の植樹
(伐採される場合は買受人の負担と責任でお願いいたします)

物 件 調 書

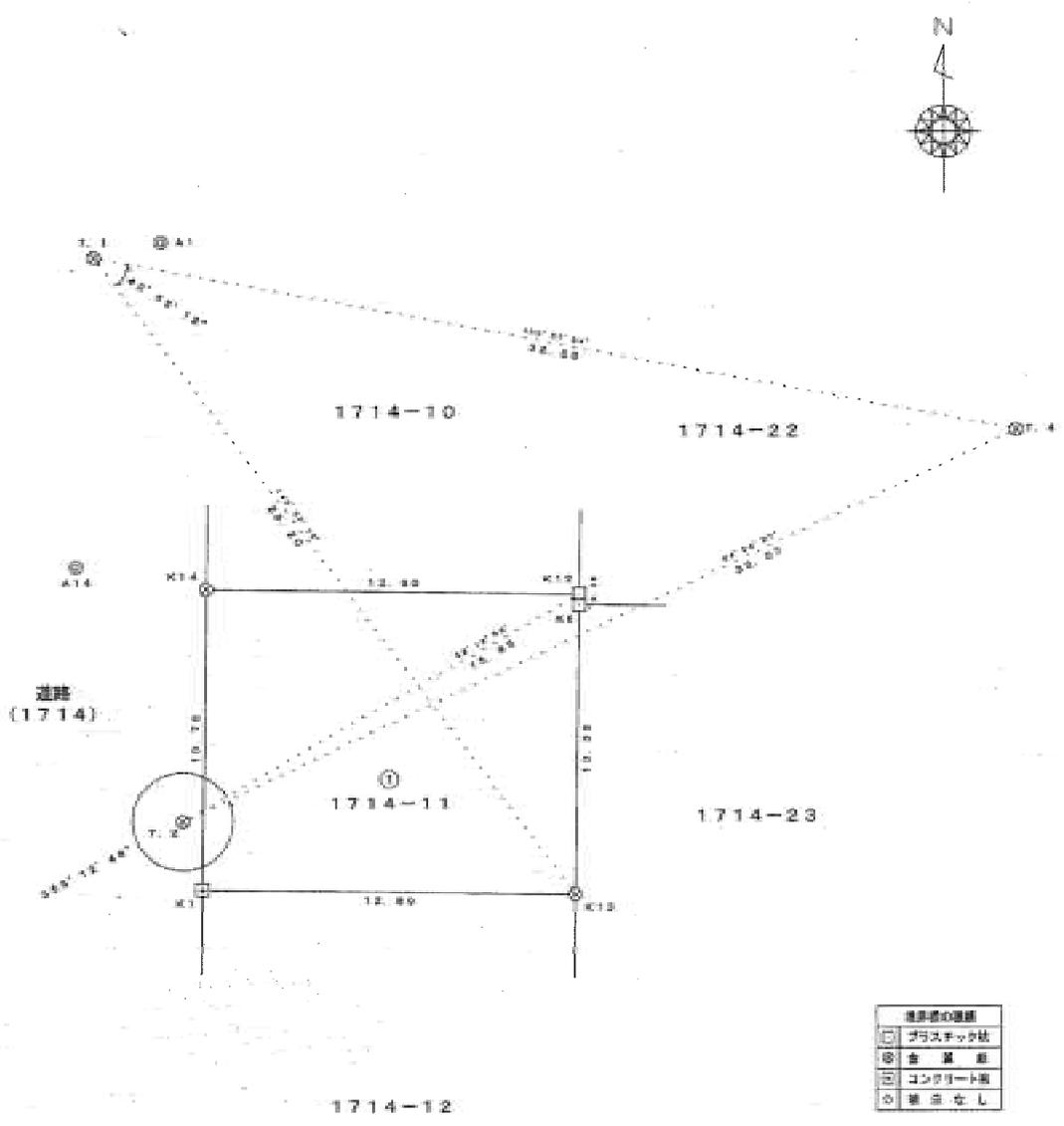
物 件 番 号	2	予 定 価 格	1,990,000円	
所 在	与謝野町字弓木小字野田1714番11			
面 積 (合 計)	登 記 簿	138.70㎡	地 目	
	実 測	138.70㎡		
登 記 簿	宅地	現 状	位置図のとおり	
現 況	雑種地			
接 面 道 路 の 幅 員 及 び 構 造	西側は町道野田団地2号線（幅員約4.5m）と概ね等高で接する中間画地			
基 法 づ 令 く 等 制 限	都 市 計 画 法	都 市 計 画 区 域	宮 津 都 市 計 画 区 域	
	建 築 基 準 法	用 途 地 域	用 途 地 域 無 指 定	
		建 ぺ い 率	70%	
		容 積 率	200%	
そ の 他 の 法 律	防 火 地 域 等	建 築 基 準 法 第 22 条 指 定 区 域		
所 有 権 を 制 限 する 権 利 設 定	なし			
供 給 処 理 施 設 の 状 況	施 設 名	事 業 所 名	電 話 番 号	
	電 気	引 込 可	関 西 電 力 送 配 電 株 式 有 限 公 司	0800-777-3081
	上 水 道	引 込 可	与 謝 野 町 役 場 上 下 水 道 課	0772-43-9031
	下 水 道	引 込 可	与 謝 野 町 役 場 上 下 水 道 課	0772-43-9031
	都 市 ガ ス	無	個 別 プ ロ パ ン ガ ス	
交 通 近 接 状 況	鉄 道	京 都 丹 後 鉄 道 岩 滝 口 駅 物 件 の 南 方 約 1.4km ・ 徒 歩 約 20分		
	バ ス	丹 海 バ ス 伊 根 線 冶 金 前 物 件 の 南 西 方 約 0.2km ・ 徒 歩 約 3分		
公 共 施 設	町 役 場	与 謝 野 町 役 場 本 庁 舎 物 件 の 北 方 約 0.9km ・ 徒 歩 約 12分		
	小 学 校	与 謝 野 町 立 岩 滝 小 学 校 物 件 の 北 西 方 約 1.6km ・ 徒 歩 約 24分		
	中 学 校	与 謝 野 町 立 橋 立 中 学 校 物 件 の 北 方 約 0.5km ・ 徒 歩 約 7分		
特 記 事 項	・ 本物件には、法務局備え付けの地積測量図があり、土地の範囲は確定しています。			
	・ 上水道の水道管は、西側の町道に埋設されていますが、土地内には引き込まれていないため、引き込みには、与謝野町役場上下水道課（0772-43-9031）と協議が必要です。			
	・ 下水道は供用可能区域ですが、土地内には引き込まれていないため、引き込みには与謝野町役場上下水道課（0772-43-9031）と協議が必要です。			
	・ 土壌汚染、埋蔵文化財又は地中障害物や埋設物に関する調査は行っていません。			
	・ 引渡しは現状有姿で行います。			
	・ 建物を建築するに際しては、建築基準法及び京都府、町の条例等により、指導等がなされる場合や開発負担金が必要となる場合がありますので、関係機関にご確認ください。			
	・ 物件敷地内外及び地上又は地中の別に関わりなく、工作物、電柱等及び敷地設備等の補修、移設、撤去、除草、樹木の伐採等の費用負担、隣接者又は関係機関等との協議又は協議結果			
	について、与謝野町は一切関与しません。			

※物件調書は、売払申込者が物件の概要を把握するための資料です。必ず、売払申込者ご自身で、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

付近図



明細図



埋設物の種類	
□	ガス配管
○	水道
□	下水道
○	電力
○	不明

写真

注意：枠線はあくまでも目安であり、実際の境界を示すものではありません。

境界標については、現地にあるままの状態での引き渡しになります。

(境界標は復元しません。)

全景 (西側から北東向きに撮影)



北側境界付近



北側境界付近



西側境界付近



西側境界付近



南側境界付近



南側境界付近



令和5年度一般競争入札参加申込書

年 月 日

与謝野町長様

申込者 住 所

(所在地)

氏 名

㊟

(法人名・代表者名)

連 絡 先

共有者 住 所

氏 名

㊟

下記の物件の売払いに係る一般競争入札に参加したいので、関係書類を添えて申込みいたします。なお、申込書及び別紙役員等一覧表（法人用）に記載した者について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当するか否かに関し、京都府警察本部に照会することを承諾します。

記

1. 売払物件

番号	所在地	区分	数量（公簿面積）
1	京都府与謝郡与謝野町字弓木小字野田 1714 番 10	土地	165.34 m ²
2	京都府与謝郡与謝野町字弓木小字野田 1714 番 11	土地	138.70 m ²

2. 使用目的

【注意事項】

- ・押印箇所には、印鑑証明印を押印してください。
- ・共有名義で申し込まれる場合は、申込者欄に共有者を代表して入札手続き（入札保証金の納付、入札書の記入等）を行う方の住所・氏名を記入し押印（印鑑証明印）し、共有者欄に、申込者を除く他の共有者の住所・氏名を記入し押印（印鑑証明印）してください。
- ・法人名義で申し込まれる場合は、印鑑は、法人の代表者印（印鑑証明印）を押印してください。
- ・以下の書類を添付してください。

<添付書類>

○誓約書

○住民票の写し（本人分のみ、発行日から3カ月以内のもので本籍・続柄・個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）

※法人の場合は登記事項証明書【現在事項全部証明書】（発行日から3カ月以内のもの）、役員等一覧表

○印鑑登録証明書（発行日から3カ月以内のもの）

※法人の場合は印鑑証明書（発行日から3カ月以内のもの）

○納税証明書（滞納がない証明書 発行日から3カ月以内のもの）

○返信用封筒（定型サイズの封筒に申込者の住所、氏名及び郵便番号を記入し、434円分の切手を貼付したもの）

○使用目的に使用するために資格等が必要な場合は資格証等の写し

役員等一覧表（法人用）

法人名			
代表者			
所在地			
役職名	ふりがな 氏名	性別	生年月日
			明治・大正 昭和・平成 年 月 日
			明治・大正 昭和・平成 年 月 日
			明治・大正 昭和・平成 年 月 日
			明治・大正 昭和・平成 年 月 日
			明治・大正 昭和・平成 年 月 日
			明治・大正 昭和・平成 年 月 日
			明治・大正 昭和・平成 年 月 日
			明治・大正 昭和・平成 年 月 日
			明治・大正 昭和・平成 年 月 日
			明治・大正 昭和・平成 年 月 日

(注) 本様式には、次に掲げるものを記載してください。

- (1) 「登記事項証明書【現在事項証明書】」に記載されている役員全員
- (2) 上記(1)以外の者で、支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
- (3) 上記(1)、(2)以外のもので、営業所等において、部長、次長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

誓約書

年 月 日

与謝野町長様

申込者 住所
(所在地)

氏名 ⑩

(法人名・代表者名)

共有者 住所

氏名 ⑩

貴町の実施する令和5年度町有財産の売払いに係る一般競争入札に参加申込みを行うにあたり、次にあげる事項に相違ないことを誓約いたします。

あわせて、私が誓約した内容について、貴町が各関係機関に対し、必要に応じて調査及び照会をかけることに承諾します。

記

- 1 令和5年度町有財産売払い（一般競争入札）実施要領の「申込資格」に記載する申込みのできない者に該当しません。
- 2 申込みに際し、令和5年度町有財産売払い（一般競争入札）実施要領、物件調書、町有財産売買契約書、現地、売払物件の法令上の規制等全て承知のうえ申込みいたします。
- 3 売払決定後速やかに売買契約を締結いたします。
- 4 売払物件の活用には、令和5年度町有財産売払い（一般競争入札）実施要領の「契約上の特約」に記載の条件及び法令上の規制を遵守します。
- 5 1項から4項の誓約内容が、事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴町が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

一般競争入札参加資格承認通知書（参加証）

年 月 日

様

与謝野町長

年 月 日付けで申込みのありました下記の一般競争入札における入札参加資格について、承認しましたので通知します。

記

1 売払物件

番号	所在地	区分	数量（公簿面積）	入札日時
1	京都府与謝郡与謝野町字弓木小字野田 1714 番 10	土地	165.34 m ²	令和6年2月15日（木） 午前10時
2	京都府与謝郡与謝野町字弓木小字野田 1714 番 11	土地	138.70 m ²	

2 公告日

年 月 日

（注意）入札日当日は当該通知が参加証となりますので、必ず入札会場に持参してください。

一般競争入札参加資格非承認通知書

年 月 日

様

与謝野町長

年 月 日付けで申込みのありました下記の一般競争入札における入札参加資格について、非承認となりましたので通知します。

なお、非承認通知を受けた者は、本通知日の翌日から起算して5日以内（土、日曜日及び祝日を除く。）に書面によりその理由について説明を求めることができます。

記

1 売払物件

番号	所在地	区分	数量（公簿面積）
1	京都府与謝郡与謝野町字弓木小字野田 1714 番 10	土地	165.34 m ²
2	京都府与謝郡与謝野町字弓木小字野田 1714 番 11	土地	138.70 m ²

2 公告日

年 月 日

委 任 状

私は、をもって代理人と定め、与謝野町が実施する令和5年度町有財産（物件番号））売払いに係る一般競争入札に参加するにあたり、下記の権限を委任します。

記

1 委任事項 入札に関する一切の権限

2 代理人 住 所

氏 名

年 月 日

代理人使用印

申 込 者

住 所

(所在地)

氏 名

(法人名・代表者名)

印

- 備考
1. 委任状は、当事者双方の記名及び押印がなければ効力なきものとします。
 2. 「代理人使用印」の枠内に、代理人が使用する印鑑を押印してください。代理人は、入札において必ずその印鑑を使用しなければなりません。
 3. 申込者は、印鑑証明印を押印してください。

入札保証金還付請求書

年 月 日

様

住 所

(所在地)

氏 名

Ⓔ

(法人名・代表者名)

町有財産売払いに係る一般競争入札のため納付した入札保証金の還付を下記のとおり請求します。

記

1 売払物件

番号	所在地	区分	数量 (公簿面積)
1	京都府与謝郡与謝野町字弓木小字野田 1714 番 10	土地	165.34 m ²
2	京都府与謝郡与謝野町字弓木小字野田 1714 番 11	土地	138.70 m ²

2 請求金額

金 円

3 振込口座

金融機関名	支店名	口座種別	口座番号	(フリガナ)
				口座名義
1. 銀行	1. 本・支店	普通	第 号	
2. 金庫	2. 本・支所			
3. 農協	3. 出張所	当座		

入 札 書

千	百	拾	万	千	百	拾	円
---	---	---	---	---	---	---	---

下記売払物件について、令和5年度町有財産売払い（一般競争入札）実施要領、物件調書、町有財産売買契約書、現地、売払物件の法令上の規制等全て承知のうえ、入札します。

記

売払物件

番号	所在地	区分	数量（公簿面積）
1	京都府与謝郡与謝野町字弓木小字野田 1714 番 10	土地	165.34 m ²

年 月 日

与謝野町長 様

入札者 住 所

（所在地）

氏 名

⑩

（法人名・代表者名）

代理人 住 所

氏 名

⑩

（注意）

- ・入札額は、アラビア数字ではっきり記載し、数字の前に「¥」マークを記入すること。
- ・黒インクのボールペンで記入すること。
- ・本人が入札する場合、入札者の住所、氏名を記入のうえ、印鑑（印鑑登録されているものに限る。）を押印すること。
- ・代理人が入札する場合、入札者の住所、氏名（印は不要）及び代理人の住所、氏名を記入の上、委任状に押印した代理人使用印を押印すること。
- ・入札書は、入札用封筒に入れ、入札用封筒に入札書を記載した者の住所氏名を記入し封をしたうえで封印（入札書に押印したものと同様の印鑑で2箇所）すること。

入札書

千	百	拾	万	千	百	拾	円
---	---	---	---	---	---	---	---

下記売払物件について、令和5年度町有財産売払い（一般競争入札）実施要領、物件調書、町有財産売買契約書、現地、売払物件の法令上の規制等全て承知のうえ、入札します。

記

売払物件

番号	所在地	区分	数量（公簿面積）
2	京都府与謝郡与謝野町字弓木小字野田 1714 番 11	土地	138.70 m ²

年 月 日

与謝野町長 様

入札者 住 所

(所在地)

氏 名

㊟

(法人名・代表者名)

代理人 住 所

氏 名

㊟

(注意)

- ・入札額は、アラビア数字ではっきり記載し、数字の前に「¥」マークを記入すること。
- ・黒インクのボールペンで記入すること。
- ・本人が入札する場合、入札者の住所、氏名を記入のうえ、印鑑（印鑑登録されているものに限る。）を押印すること。
- ・代理人が入札する場合、入札者の住所、氏名（印は不要）及び代理人の住所、氏名を記入の上、委任状に押印した代理人使用印を押印すること。
- ・入札書は、入札用封筒に入れ、入札用封筒に入札書を記載した者の住所氏名を記入し封をしたうえで封印（入札書に押印したものと同様の印鑑で2箇所）すること。

入 札 辞 退 届

売払物件

番号	所在地	区分	数量 (公簿面積)
1	京都府与謝郡与謝野町字弓木小字野田 1714 番 10	土地	165.34 m ²
2	京都府与謝郡与謝野町字弓木小字野田 1714 番 11	土地	138.70 m ²

この度、上記物件の売払いに係る一般競争入札を、下記事由により辞退します。

記

辞退事由 _____

年 月 日

住 所

(所在地)

氏 名

(法人名・代表者名)

Ⓔ

与謝野町長 山 添 藤 真 様

(記入例)
個人の場合

令和5年度一般競争入札参加申込書

令和6年1月18日

与謝野町長様

申込者住所 京都府与謝郡与謝野町字
(所在地) 岩滝1798番地1
氏名 与謝野 太郎
(法人名・代表者名)
連絡先 ○○○○-△△-□□□□
共有者住所

印鑑証明印

氏名 印

下記の物件の売払いに係る一般競争入札に参加したいので、関係書類を添えて申込みいたします。なお、申込書及び別紙役員等一覧表（法人用）に記載した者について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当するか否かに関し、京都府警察本部に照会することを承諾します。

記

1. 売払物件

番号	所在地	区分	数量（公簿面積）
1	京都府与謝郡与謝野町字弓木小字野田1714番10	土地	165.34 m ²
2	京都府与謝郡与謝野町字弓木小字野田1714番11	土地	138.70 m ²

2. 使用目的

住宅建築のため

【注意事項】

- ・押印箇所には、印鑑証明印を押印してください。
- ・共有名義で申し込まれる場合は、申込者欄に共有者を代表して入札手続き（入札保証金の納付、入札書の記入等）を行う方の住所・氏名を記入し押印（印鑑証明印）し、共有者欄に、申込者を除く他の共有者の住所・氏名を記入し押印（印鑑証明印）してください。
- ・法人名義で申し込まれる場合は、印鑑は、法人の代表者印（印鑑証明印）を押印してください。
- ・以下の書類を添付してください。
 - <添付書類>
 - 誓約書
 - 住民票の写し（本人分のみ、発行日から3カ月以内のもので本籍・続柄・個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）
 - ※法人の場合は登記事項証明書【現在事項全部証明書】（発行日から3カ月以内のもの）、役員等一覧表
 - 印鑑登録証明書（発行日から3カ月以内のもの）
 - ※法人の場合は印鑑証明書（発行日から3カ月以内のもの）
 - 納税証明書（滞納がない証明書 発行日から3カ月以内のもの）
 - 返信用封筒（定型サイズの封筒に申込者の住所、氏名及び郵便番号を記入し、434円分の切手を貼付したもの）
 - 使用目的に使用するために資格等が必要な場合は資格証等の写し

(記入例)

法人で複数に
申し込む場合

令和5年度一般競争入札参加申込書

令和6年1月18日

与謝野町長様

申込者住所 京都府与謝郡与謝野町字

(所在地) 加悦433番地

氏名 株式会社〇〇不動産

(法人名・代表者名) 代表取締役 与謝野 次郎

連絡先 〇〇〇〇-△△-□□□□

共有者住所

氏名

印



下記の物件の売払いに係る一般競争入札に参加したいので、関係書類を添えて申込みいたします。なお、申込書及び別紙役員等一覧表（法人用）に記載した者について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当するか否かに関し、京都府警察本部に照会することを承諾します。

記

1. 売払物件

番号	所在地	区分	数量（公簿面積）
1	京都府与謝郡与謝野町字弓木小字野田1714番10	土地	165.34 m ²
2	京都府与謝郡与謝野町字弓木小字野田1714番11	土地	138.70 m ²

2. 使用目的

事務所建築のため

【注意事項】

- ・押印箇所には、印鑑証明印を押印してください。
- ・共有名義で申し込まれる場合は、申込者欄に共有者を代表して入札手続き（入札保証金の納付、入札書の記入等）を行う方の住所・氏名を記入し押印（印鑑証明印）し、共有者欄に、申込者を除く他の共有者の住所・氏名を記入し押印（印鑑証明印）してください。
- ・法人名義で申し込まれる場合は、印鑑は、法人の代表者印（印鑑証明印）を押印してください。
- ・以下の書類を添付してください。

<添付書類>

○誓約書

○住民票の写し（本人分のみ、発行日から3カ月以内のもので本籍・続柄・個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）

※法人の場合は登記事項証明書【現在事項全部証明書】（発行日から3カ月以内のもの）、役員等一覧表

○印鑑登録証明書（発行日から3カ月以内のもの）

※法人の場合は印鑑証明書（発行日から3カ月以内のもの）

○納税証明書（滞納がない証明書 発行日から3カ月以内のもの）

○返信用封筒（定型サイズの封筒に申込者の住所、氏名及び郵便番号を記入し、434円分の切手を貼付したもの）

○使用目的に使用するために資格等が必要な場合は資格証等の写し

(記入例)
共有名義の場合

令和5年度一般競争入札参加申込書

令和6年1月18日

与謝野町長様

申込者 住所 京都府与謝郡与謝野町字
(所在地) 岩滝 1798 番地 1
氏名 与謝野 太郎
(法人名・代表者名)
連絡先 ○○○○-△△-□□□□
共有者 住所 京都府与謝郡与謝野町字
岩滝 1798 番地 1
氏名 与謝野 花子

下記の物件の売払いに係る一般競争入札に参加したいので、関係書類を添えて申込みいたします。なお、申込書及び別紙役員等一覧表（法人用）に記載した者について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当するか否かに関し、京都府警察本部に照会することを承諾します。

記

1. 売払物件

番号	所在地	区分	数量（公簿面積）
1	京都府与謝郡与謝野町字弓木小字野田 1714 番 10	土地	165.34 m ²
2	京都府与謝郡与謝野町字弓木小字野田 1714 番 11	土地	138.70 m ²

2. 使用目的

住宅建築のため

【注意事項】

- ・ 押印箇所には、印鑑証明印を押印してください。
- ・ 共有名義で申し込まれる場合は、申込者欄に共有者を代表して入札手続き（入札保証金の納付、入札書の記入等）を行う方の住所・氏名を記入し押印（印鑑証明印）し、共有者欄に、申込者を除く他の共有者の住所・氏名を記入し押印（印鑑証明印）してください。
- ・ 法人名義で申し込まれる場合は、印鑑は、法人の代表者印（印鑑証明印）を押印してください。
- ・ 以下の書類を添付してください。

<添付書類>

○誓約書

- 住民票の写し（本人分のみ、発行日から3カ月以内のもので本籍・続柄・個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）

※法人の場合は登記事項証明書【現在事項全部証明書】（発行日から3カ月以内のもの）、役員等一覧表

○印鑑登録証明書（発行日から3カ月以内のもの）

※法人の場合は印鑑証明書（発行日から3カ月以内のもの）

○納税証明書（滞納がない証明書 発行日から3カ月以内のもの）

- 返信用封筒（定型サイズの封筒に申込者の住所、氏名及び郵便番号を記入し、434円分の切手を貼付したもの）

- 使用目的に使用するために資格等が必要な場合は資格証等の写し

役員等一覧表（法人用）

法人名	株式会社〇〇不動産		
代表者	代表取締役 与謝野 次郎		
所在地	京都府与謝郡与謝野町字加悦 433 番地		
役職名	ふりがな 氏名	性別	生年月日
代表取締役	与謝野 次郎		明治・大正 昭和 平成 〇年 〇月 〇日
取締役	与謝野 四郎		明治・大正 昭和 平成 〇年 〇月 〇日
常務取締役	与謝野 五郎		明治・大正 昭和 平成 〇年 〇月 〇日
監査役	与謝野 六郎		明治・大正 昭和 平成 〇年 〇月 〇日
			明治・大正 昭和・平成 年 月 日
			明治・大正 昭和・平成 年 月 日
			明治・大正 昭和・平成 年 月 日
			明治・大正 昭和・平成 年 月 日
			明治・大正 昭和・平成 年 月 日
			明治・大正 昭和・平成 年 月 日

(注) 本様式には、次に掲げるものを記載してください。

- (1) 「登記事項証明書【現在事項証明書】」に記載されている役員全員
- (2) 上記(1)以外の者で、支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
- (3) 上記(1)、(2)以外のもので、営業所等において、部長、次長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

誓約書

令和6年1月18日

与謝野町長様

申込者 住 所 京都府与謝郡与謝野町字
(所在地) 岩滝 1798 番地 1
氏 名 与謝野 太郎 
(法人名・代表者名)
共有者 住 所
氏 名 

貴町の実施する令和5年度町有財産の売払いに係る一般競争入札に参加申込みを行うにあたり、次にあげる事項に相違ないことを誓約いたします。

あわせて、私が誓約した内容について、貴町が各関係機関に対し、必要に応じて調査及び照会をかけることに承諾します。

記

- 1 令和5年度町有財産売払い（一般競争入札）実施要領の「申込条件」を満たし、「申込資格」に記載する申込みのできない者に該当しません。
- 2 申込みに際し、令和5年度町有財産売払い（一般競争入札）実施要領、物件調書、町有財産売買契約書、現地、売払物件の法令上の規制等全て承知のうえ申込みいたします。
- 3 売払決定後速やかに売買契約を締結いたします。
- 4 売払物件の活用には、令和5年度町有財産売払い（一般競争入札）実施要領の「契約上の特約」に記載の条件及び法令上の規制を遵守します。
- 5 1項から4項の誓約内容が、事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴町が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

委任状

私は、**与謝野 三郎** をもって代理人と定め、与謝野町が実施する令和5年度町有財産（物件番号 **1** ）売払いに係る一般競争入札に参加するにあたり、下記の権限を委任します。

記

1 委任事項 入札に関する一切の権限

2 代理人住所 **京都府与謝郡与謝野町字
四辻 65 番地**
氏名 **与謝野 三郎**



令和6年2月15日

申込者

住所 **京都府与謝郡与謝野町字加悦 433 番地**
(所在地)

氏名 **株式会社〇〇不動産**

(法人名・代表者名) **代表取締役 与謝野 次郎**



- 備考
1. 委任状は、当事者双方の記名及び押印がなければ効力なきものとします。
 2. 「代理人使用印」の枠内に、代理人が使用する印鑑を押印してください。代理人は、入札において必ずその印鑑を使用しなければなりません。
 3. 申込者は、印鑑証明印を押印してください。

入 札 書

記入例
(本人入札の場合)

千	百	拾	万	千	百	拾	円
¥	○	○	○	○	○	○	○

下記売払物件について、令和5年度町有財産売払い（一般競争入札）実施要領、物件調書、町有財産売買契約書、現地、売払物件の法令上の規制等全て承知のうえ、入札します。

記

売払物件

番号	所在地	区分	数量（公簿面積）
1	京都府与謝郡与謝野町字弓木小字野田 1714 番 10	土地	165.34 m ²

令和6年2月15日

与謝野町長 様

入札者 住 所 京都府与謝郡与謝野町字岩滝
(所在地) 1798 番地 1
氏 名 与謝野 太郎 印鑑証明印
(法人名・代表者名)
代理人 住 所
氏 名 印

(注意)

- 入札額は、アラビア数字ではっきり記載し、数字の前に「¥」マークを記入すること。
- 黒インクのボールペンで記入すること。
- 本人が入札する場合、入札者の住所、氏名を記入のうえ、印鑑（印鑑登録されているものに限る。）を押印すること。
- 代理人が入札する場合、入札者の住所、氏名（印は不要）及び代理人の住所、氏名を記入の上、委任状に押印した代理人使用印を押印すること。
- 入札書は、入札用封筒に入れ、入札用封筒に入札書を記載した者の住所氏名を記入し封をしたうえで封印（入札書に押印したものと同様の印鑑で2箇所）すること。

入札書

記入例
(代理人入札の場合)

千	百	拾	万	千	百	拾	円
¥	○	○	○	○	○	○	○

下記売払物件について、令和5年度町有財産売払い（一般競争入札）実施要領、物件調書、町有財産売買契約書、現地、売払物件の法令上の規制等全て承知のうえ、入札します。

記

売払物件

番号	所在地	区分	数量（公簿面積）
2	京都府与謝郡与謝野町字弓木小字野田 1714 番 11	土地	138.70 m ²

令和6年2月15日

与謝野町長 様

入札者 住 所 京都府与謝郡与謝野町字加悦
(所在地) 433 番地
氏 名 株式会社○○不動産
(法人名・代表者名) 代表取締役 与謝野 次郎 ④
代理人 住 所 京都府与謝郡与謝野町字四辻
65 番地
氏 名 与謝野 三郎



(注意)

- 入札額は、アラビア数字ではっきり記載し、数字の前に「¥」マークを記入すること。
- 黒インクのボールペンで記入すること。
- 本人が入札する場合、入札者の住所、氏名を記入のうえ、印鑑（印鑑登録されているものに限る。）を押印すること。
- 代理人が入札する場合、入札者の住所、氏名（印は不要）及び代理人の住所、氏名を記入の上、委任状に押印した代理人使用印を押印すること。
- 入札書は、入札用封筒に入れ、入札用封筒に入札書を記載した者の住所氏名を記入し封をしたうえで封印（入札書に押印したものと同様の印鑑で2箇所）すること。

お問い合わせ先・受付

与謝野町役場総務課 財産活用契約室

〒629-2292 京都府与謝郡与謝野町字岩滝 1798 番地 1

与謝野町役場本庁舎 1階

電話 0772-43-9010

F A X 0772-46-2851

MAIL zaisan@town.yosano.lg.jp

※土日祝日及び令和5年12月29日から令和6年1月3日を除く

午前8時30分～正午、午後1時～5時